

浄法寺（介護予防）訪問入浴介護事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人二戸市社会福祉協議会が開設する浄法寺（介護予防）訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という。）が行う訪問入浴介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は介護員（以下「従事者」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な（介護予防）訪問入浴介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従事者は、要介護者等が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、身体の清潔を保持し心身の機能の維持等が図られるよう居宅における入浴の援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 浄法寺訪問入浴介護事業所
- (2) 所在地 岩手県二戸市浄法寺町小池3番地

（従事者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、訪問入浴介護事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 看護職員 1名以上
看護職員は、（介護予防）訪問入浴の提供に当たり健康チェックを行うものとする。
- (3) 介護職員 2名以上
介護員は、（介護予防）訪問入浴介護計画に基づき（介護予防）訪問入浴介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日とする。

(2) 営業時間 8時30分から17時15分までとする。

(訪問入浴の内容及び利用料等)

第6条 (介護予防) 訪問入浴介護の内容は、利用者の身体の清潔保持、心身機能の維持を図ることとし、訪問入浴を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該(介護予防)訪問入浴介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証のとおりとする。但し、支給限度基準額を超えるサービスの費用は、全額を利用者負担とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第7条 (介護予防) 訪問入浴介護の提供に当たっては、常に心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供するものとする。

2 (介護予防) 訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨として、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行なうものとする。

3 (介護予防) 訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

4 (介護予防) 訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2名をもって行うものとする。

5 (介護予防) 訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品に付いては、サービスの提供ごとに消毒したものをを用いるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問入浴介護員等は、(介護予防)訪問入浴介護を実施中に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は予め当該訪問入浴介護事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持等)

第9条 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容のものとする。

(苦情処理)

第10条 管理者は提供した(介護予防)訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(通常の事業実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、二戸市・八幡平市とする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止等適正化委員会の設置及び委員会での検討結果についての従事者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業所はサービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2 事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の他必要な事項を記録するものとする

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従事者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従事者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(衛生管理等)

第15条 事業所は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）に用いる浴槽その他の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための感染対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人二戸市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月3日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 5 月 29 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 25 年 5 月 27 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 5 月 27 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 5 月 27 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 20 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 5 月 25 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。